

福山市立駅家南中学校 PTA 規約改正(案)

- 1 第8章第14条の8を変更する。
- 2 第8章第15条の1, 第8章第15条の5, 第8章第15条の6, 第8章第15条の9を変更する。

福山市立駅家南中学校 PTA 規約 新旧対照表

【現 行】	【改 正】	備 考
<p style="text-align: center;">第 8 章 役員及び委員</p> <p>第14条 本会の役員及び委員は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会 長 1名 2. 副 会 長 5名 (この内1名を筆頭副会長とする) 3. 会計監査 2名 4. 理 事 若干名 (定数は定めない) 5. 会 計 2名 (内1名は駅家南中教頭があた る) 6. 書 記 1名 7. 地域役員 各地域2名 (一部地域は1名), 指定 通学区域以外を一つの地域とし, 他地 域同様に2名 8. 学級役員 各学級6名 9. 役員選考委員 若干名 <p>第15条 役員を選出は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各地域 (指定学区域以外も一つの地域とする) より 本部役員1名を選出し, その中より役員選考委員会 	<p style="text-align: center;">第 8 章 役員及び委員</p> <p>第14条 本会の役員及び委員は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会 長 1名 2. 副 会 長 5名 (この内1名を筆頭副会長とす る) 3. 会計監査 2名 4. 理 事 若干名 (定数は定めない) 5. 会 計 2名 (内1名は駅家南中教頭があた る) 6. 書 記 1名 7. 地域役員 各地域2名 (一部地域は1名), 指定 通学区域以外を一つの地域とし, 他地 域同様に2名 8. 学級役員 若干名 9. 役員選考委員 若干名 <p>第15条 役員を選出は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各地域 (指定学区域以外も一つの地域とする) より 本部役員1名を選出し, その中より役員選考委員会 	<p>学級役員選出を 柔軟にする</p>

において会長、副会長を選考し、総会で承認を得る。
また、世帯数の少ない地域において、役員選出が困難な場合は本部役員会において妥協案を検討し、役員選考委員会へ上程する。

2. 各地域より本部役員1名を選出するにあたっては、本部役員の男性、女性の人数を考慮し、どちらか一方に偏らないように配慮する。
3. 会計監査は、役員選考委員会において、前年度の役員より選考し、総会で承認を得る。
4. 理事・会計・書記は、本部役員の中より会長が委嘱する。
5. 学級役員は各学級より6名選出し、学級ごとに教養部1名、厚生部2名、広報部1名、学年部2名を互選する。但し、その年度の学級数により、各部への振り分け人数を本部役員会にて協議決定し、変更することができる。
6. 学級役員選出にあたって、子が複数在校の場合は、上の子の学級に所属する。但し、その子で学級役員をすでに経験している場合は、下の子の学級に所属することとする。
7. 地域役員は各地域より2名（一部地域は1名）選出し、地域部に所属する。地域役員2名は、地域長1名、副地域長1名とする。1名選出の地域は、地域長1名とする。

において会長、副会長を選考し、総会で承認を得る。
また、世帯数の少ない地域において、役員選出が困難な場合は本部役員会において妥協案を検討し、役員選考委員会へ上程する。

2. 各地域より本部役員1名を選出するにあたっては、本部役員の男性、女性の人数を考慮し、どちらか一方に偏らないように配慮する。
3. 会計監査は、役員選考委員会において、前年度の役員より選考し、総会で承認を得る。
4. 理事・会計・書記は、本部役員の中より会長が委嘱する。
5. 学級役員は各学級より若干名選出し、教養部、厚生部、広報部、学年部を互選する。
6. 学級役員選出にあたって、公平性を保つ。
7. 地域役員は各地域より2名（一部地域は1名）選出し、地域部に所属する。地域役員2名は、地域長1名、副地域長1名とする。1名選出の地域は、地域長1名とする。

各部の人数を柔軟にする。
行事において必要ならば、ボランティアを募る。

公平性を保つために事前調査を実施する。

<p>8. 厚生部, 地域部は, 部員の中より, 部長1名, 副部長2名を互選する。広報部, 教養部は部長1名, 副部長1名を互選する。学年部は各学年において部長1名, 副部長1名を互選する。</p> <p>9. <u>本部役員, 学級役員, 地域役員の選出にあたって, すべての役員を通して原則一子につき1回とし, 選出の際には役員経験者は除外することとする。但し, 特別な事情がある場合はこの限りではない。</u></p> <p>10. 役員選考委員は, 本部役員より2名, 各地域長, 教職員代表3名で構成し, 委員の中より選考委員長1名及び副選考委員長1名を, 会長が委嘱するものとする。</p>	<p>8. 厚生部, 地域部は, 部員の中より, 部長1名, 副部長2名を互選する。広報部, 教養部は部長1名, 副部長1名を互選する。学年部は各学年において部長1名, 副部長1名を互選する。</p> <p>9. <u>本部役員, 学級役員, 地域役員の選出にあたって, 公平性を保つ。</u></p> <p>10. 役員選考委員は, 本部役員より2名, 各地域長, 教職員代表3名で構成し, 委員の中より選考委員長1名及び副選考委員長1名を, 会長が委嘱するものとする。</p>	<p>組織改革と部連携を効果的に進める。</p>
	<p>附則 本改正規約は2021年(令和3年)10月4日から実施する。</p>	<p>改正の施行時期を明記</p>

補足説明

駅家南中学校 PTA 規約改正について

1 目的 PTA 活動内容の見直しを図るとともに、持続可能な PTA 組織の再編を行う。

2 改正のポイント

- ① 役員決めは全国の PTA が抱える問題点の一つでもあり、既存の、“委任状”“一子につき一回”“くじ”という選出方法は強制感が強く、現代社会の多様性に対応していないことが問題である。そのため、年度内に、事前アンケート等の調査を実施し、本人の希望または推薦によって学級役員選出を行うこととする。新1年生については、入学後、学校で役員選出を行う。
- ② 年度内に役員選出を行うことで、引継ぎや次年度の PTA 活動計画をスムーズに行うことができる。
- ③ 希望者や元小学校役員経験者など、前向きで協力的な人材を確保することができる。
- ④ PTA 行事は案内をメールや手紙などで配信し、希望者はスタッフとして活動に携わることができる。

3 組織図

【現行】

部	人数	主な活動内容(総会資料より抜粋)
教養部	12	漢字検定の試験監督等、駅家ブロック講演会への参加勧誘、サッサカにおける駐輪場・正門の誘導
厚生部	24	サッサカ、駅家ブロック親善球技大会
広報部	24	広報紙「南風」発行
学年部	12	学級・学年懇談の運営、PTC、(2学年は修学旅行迎え・あいさつ・交通整理)
地域部	22	あいさつ運動(毎月第2水曜日)、体育大会の校門付近警備(駐輪場)、サッサカの巡回指導
合計	92	

【改正後】

部	人数	主な活動内容
教養部	若干名	漢字検定の試験監督等、 駅家ブロック講演会への参加勧誘、サッサカにおける駐輪場・正門の誘導
厚生部	若干名	サッサカ、 駅家ブロック親善球技大会
広報部	若干名	広報紙「南風」発行
学年部	若干名	学級・学年懇談の運営、PTC、(2学年は修学旅行迎え・あいさつ・交通整理)
地域部	22	あいさつ運動(毎月第2水曜日)、 体育大会の校門付近警備(駐輪場)、サッサカの巡回指導
合計	※※	行事の在り方の検討が必要。全体へ呼びかけし希望参加型とする。

以上